

# 校正・修理サービスについて

## ■ サポート期間

### 校正サポート期間は製造より 15 年以内

修理サポート期間は製造より 10 年以内 となります。

ただし、部品の入手難や設備、製品の状態によっては、期限内であっても校正・修理をお断りする場合があります。また、校正依頼品において修理が必要と判断された場合、修理サポート期限の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 校正サービス

### ●校正とは

国家または国際標準で定められた標準器と比較し、その測定器の精度を確認する一連の作業です。

### ●標準校正

当社が定める校正ポイント(測定電力や測定周波数等)にて校正いたします。

また、当社が必要と判断した場合に、その測定器が最適な状態になるよう調整 (adjustment) を行います。調整の有無による校正料金の差異はありません。調整前の校正結果が必要な場合には、調整前データをご用意ください。

### ●指定校正

お客様ご指定の校正ポイントでの校正は、有償にて承ります。

※標準校正に該当しない内容については、別途お見積りいたします。

※NIST 指定校正は、需要低下により対応中止となっております。

### ●校正時の発行書類、表示

校正結果を記した試験成績書 1 部を発行いたします。(追加発行は有償です。) 製品本体には、校正年月を記載した校正済シール(下図)を貼り付けます。校正証明書はオプション(有償)となります。証明書は 2 種類をご用意しており、いずれもトレーサビリティ体系図付きになります。

#### 1) 校正証明書

お客様の管理用として

#### 2) (登録点検用) 校正証明書

登録点検等事業者様向け

電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号二に基づく校正であることを証明する書類です。

※当社測定器は、全て登録点検の対象測定器になります。無線機テスタについては、搭載されている機能のうち信号発生器、周波数カウンタ、電力計が対象です。

※電波法上の表記は、電波法における「校正」と、計量法における「校正」の両者を総じて「校正等」となっております。

※当社では、電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号二に基づく校正であることの証明書において、「校正」の字を使用しております。

### ●校正書類一式(トレサ 3 点セット)とは

試験成績書、校正証明書、トレーサビリティ体系図の 3 点を指します。

当社では校正・修理を行うと、試験成績書が標準添付となります。また、校正証明書にトレーサビリティ体系図が付属しています。証明書は 2 種類ありますので、上記よりお選びください。

### ●推奨校正周期

法律で定められているものを除き、お客様ご自身で定めることになります。お客様から校正周期についてお問い合わせをいただいた際には、年 1 回の校正を推奨しております。周囲環境(温度・湿度)や使用頻度によっては、これよりも短い周期での校正をご検討ください。

## ■ 修理サービス

### ●修理について

故障箇所の部品交換をしたのち、必ず校正を行います。

測定値が規格を大きく外れている場合には、解体調整し、その後必ず校正を行います。

なお、基本的に現品をお預かりして診断後のお見積り提示となります。解析や調査につきましては、修理費とは別に費用を申し受けます。

### ●修理時の発行書類、表示

校正時の書類に加え、修理報告書をお付けします。

修理後に校正を行いますので、製品本体に校正済シール(下図)を貼り付けます。

## ■ 診断費用

現品をお預かりして診断後に作業せずご返却する場合に頂戴しております。

校正依頼品において修理が必要と判断されたとき、その製品が修理サポート期限を過ぎていた場合は、作業を中止し、そこまですりかかった作業費・受付料として、診断費用を頂戴します。その他の当社要因における校正・修理サービス辞退については、無償といたします。

## ■ ご依頼方法

基本にお買い上げいただいたルートでのご依頼をお願いいたします。ご購入ルートがご不明な場合は、システム機器部営業企画グループ、またはお近くの当社営業所へお問い合わせください。

ご依頼の際は、本カタログ付録の「高周波関連計測器 修理・校正依頼票」をお使いくください。



図：校正済シール